

# 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 会員規程

平成29年3月27日 制定  
令和5年3月28日 一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第31条第3項の規定に基づき、会員に関する事項について定めることを目的とする。

## (会員)

第2条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号のものとし、本会の目的達成のために必要な援助を行うとともに、相互に協力して地域福祉の増進に努めなければならない。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉施設・事業所
- (3) 福祉関係団体（福岡県社会福祉法人経営者協議会・福岡県民生委員児童委員協議会・福岡県老人クラブ連合会・福岡県身体障害者福祉協会の4団体）

3 準会員は第2項(2)に該当するもののうち第3条第3項各号の正会員入会資格がない社会福祉施設・事業所（政令指定都市内の老人福祉施設・事業所を除く）とする。

4 賛助会員は、本会の主旨に賛同する個人及び法人ならびに団体とする。

## (入会)

第3条 本会の会員になろうとするときは、入会申込書（別紙様式1号）を会長に提出しなければならない。ただし、会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の規定により、入会申込みがあった場合は、理事会において入会の可否を決定することとするが、年度途中の入会申し込みについては仮会員とし、会費の納入は求めない。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第2項(1)及び(3)のほか、次の団体に正会員として加入しているものは会費の納入をもって正会員となることができる。

- (1) 福岡県乳児院協議会
- (2) 福岡県児童養護施設協議会
- (3) 福岡県母子生活支援施設協議会
- (4) 福岡県知的障がい者福祉協会
- (5) 福岡県身体障害者施設協議会
- (6) 福岡県老人福祉施設協議会
- (7) 福岡県婦人保護・救護施設協議会
- (8) 福岡県保育協議会

(変更)

第4条 前条の届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届（別紙様式2号）を提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会する場合は、退会届（別紙様式3号）を提出しなければならない。

ただし、第2条（2）による正会員は、第3条第3項各号の所属団体の退会をもって、本会会員を退会したものとみなす。

2 退会届の提出及び会員が死亡または解散したときは、退会したものとする。

(除名)

第6条 会員で本会の名誉を著しく傷つけ又は本会の目的に反する行動があった時及び会費の未納が1年以上に達したときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

(会員区分及び会費)

第7条 会員は、次の区分により会費を納めなければならない。

(1) 正会員

正会員は、別に定める会費を毎年度納入するものとする。

(2) 準会員

準会員は次の会費を毎年度納入するものとする。

1 入所施設当たり 10,000円

1 通所施設当たり 3,000円

(3) 賛助会員

賛助会員は、個人1口 5,000円（年額）、法人ならびに団体等1口 10,000円（年額）を賛助会費として拠出するものとする。

2 納入した会費は返還しない。

附 則

1 この規程は、平成29年3月27日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に本会の会員であったものは、施行日においてこの規定に基づく正会員とする。

3 この規程は、令和5年3月28日に改正し、同年4月1日から施行する。